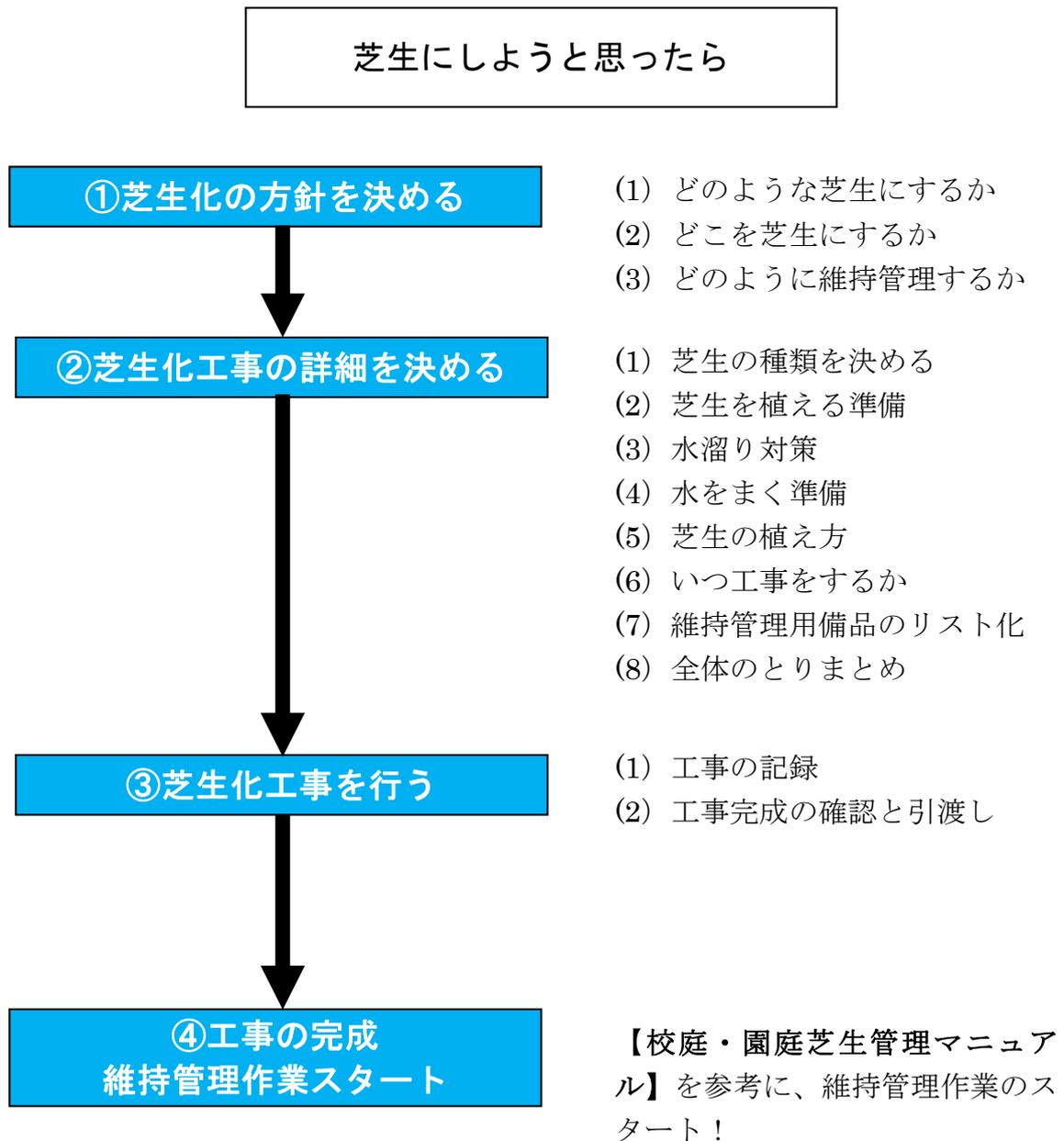


2 芝生にしようと思ったら

校庭・園庭の芝生化は、以下のフローに基づき事業を進めます。



① 芝生化の方針を決める

(1) どのような芝生にするか、(2) どこを芝生にするか、(3) どのように維持管理をするかの「芝生化の基本方針」を決め、芝生にかかわる関係者一同の共通認識とします。

校庭・園庭を地域に開放しているような場合は、事前に芝生化に対する地域の理解を得る努力をすることが求められます。

(1) どのような芝生にするか

設置する芝生をどのような芝生にするかを決めるのは、芝生化の計画の第一歩です。校庭・園庭の芝生化では、「子ども達が乗って遊べる芝生」を目指します。

「子ども達が乗って遊べる芝生」は、スポーツ施設の高品質な芝生や、見るための芝生とは異なり、均一性や美観よりも、芝生を中心に他の草も含めた植物に覆われていることが求められます。しかし、季節や使い方により、芝生の質や密度は変化するので、それに合わせて維持管理作業を行い、場合によっては養生のための利用制限が必要となることがあります。

(2) どこを芝生にするか

芝生に向いている場所であれば、管理作業もやり易い上に芝生もよく育ちますが、芝生に向かない場所では、芝生の状況があまりよくなかなかったり、管理作業が難しかったりするので、芝生を造成する段階や、維持管理作業において様々な工夫が必要となります。芝生にできない場所では、管理作業の良し悪しにかかわらず、芝生は徐々に衰退し、数年後にはなくなってしまいます。

a) 芝生化に向いている場所

日当たりが良く（1日に6時間以上）、平坦で、水がたまらない場所が向いています。また、出入り口や遊具がなく、芝生を休ませるため立ち入り禁止にしても、学校や園内の通行や、活動に支障がでない場所が向いています。

(ア) 全面を芝生化する場合

校庭・園庭の全面を芝生化すると、芝生化の効果は最も高くなります。しかし、芝生の状況によって、芝生に入れない期間が生ずることもあるので、その場合の対処について事前に検討し、すべての関係者の理解を得ておく必要があります。



全面を芝生化した例

(イ) 中央部を芝生化する場合

校庭・園庭の中央部は、一般に日当たりもよく、芝生化に向いています。また、工事や芝刈りなどの管理作業も効率的に行うことができます。



中央部を芝生化した例

(ウ) 周辺部を芝生化する場合

周辺部の芝生化は、利用のコントロールがしやすく、芝生の傷みが少なくなるメリットがあります。ただし、建物や高木の影などをよく観察して日当たりがよいところを選ぶ必要があります。

また、次頁の「芝生化のため工夫が必要な場所」に該当する場合は、対応した工事等を行う必要があります。



周辺部を芝生化した例

b) 芝生化のため工夫が必要な場所

そのままでは芝生化できませんが、いろいろ工夫をすることで芝生化できる場所となります。

(ア) 凹凸があるところ

機械による作業が難しい築山などの芝刈りは、芝生用ハサミを使った手作業で行うこととなります。また、水切れが早い場所や散水がかかりにくい場所は、乾燥害が出やすくなります。

このような場所は、管理をする上でも注意が必要となります。



凹凸があるところは管理に工夫が必要です

(イ) 水がたまりやすい

降雨後1日経っても水が引かないような水はけの悪いところでは、芝生の生育が悪くなります。

水がたまりやすいところでは、1)地盤を高くする、2)排水設備を設置する、3)土に砂を混ぜて改良する等の対策を行った上で芝生を設置します。



水たまりが出来やすいところは、排水対策をしてから芝生化します

(ウ) 移動の動線上

建物の玄関・昇降口や校庭・園庭などへの出入り口の付近では、利用が集中し、すぐに芝生がなくなってしまう。

どうしても芝生化をする場合は、移動動線の細かい見直しや、出入りの分散を図るなどの工夫が求められます。



移動動線上で裸地化した芝生

(エ) 遊具の周り

遊具の周辺1m以内の芝生は、踏圧が集中してすぐに芝生がなくなってしまう。また、芝生を養生する場合に、遊具も使えなくなってしまう。

子どもが運動するための代替の体育館や遊具があるなど、芝生を十分に休ませることが可能であれば、芝生化することもできます。



裸地化した遊具の周辺

(オ) 樹木の下

雨だれや日陰のため樹木の枝下の芝生は生育が悪くなります。芝生化するためには、樹木の枝おろしや剪定（最低2年に1回程度）を行い芝生に日光が当たるようにする必要があります。

場所の状況によっては、芝生化する前に樹木の移植を検討した方が良いでしょう。



樹木の下で生育不良となった芝生

c) 芝生にできない場所

日当たりが悪い

芝生は特に日照が必要な植物であり、最低でも生育期（5月～9月）に1日6時間以上の日の当たる場所でなければ芝生化できません。

日の当たる時間が1日に6時間未満の場所は、芝生を育てることができません。



日陰による生育不良

(3) どのように維持管理をするか

芝生工事が終わった翌日から、芝生には維持管理作業が必要です。すぐに作業が始められるよう、芝生化の計画と同時に維持管理方針を決め、体制作りを進める必要があります。

芝生の維持管理については、【校庭・園庭芝生管理マニュアル】等を参考にしましょう。

a) 維持管理方針を決める

芝生は生き物なので、季節や使い方、維持管理の仕方等によって日々状態が変化します。校庭・園庭の芝生化では、子ども達が乗って遊べる芝生を目指し、できるだけ利用制限を設けないことが求められますが、芝生の状態が悪くなった時、だれがどのように利用制限の決定をするか決めておきましょう。

b) 維持管理体制

芝生の維持管理作業は、ある程度の習熟が必要で、作業の経験が多くなればなるほど短時間で効率よく行うことができます。しかし、特定の人ばかりに集中すると、その人がいない時に対応できなかつたり、一人に過大な負担をかけたりすることになります。

散水、芝刈り、施肥といった日常的な維持管理作業を行う人を複数決め、その中から維持管理作業の責任者を決めておきましょう。人手の要る作業を行う場合には、地域や保護者などの協力を求めることも事前に検討しておきます。



地域の皆さんとも一緒に維持管理をすると、芝生への愛着や理解が深まります

c) 利用のルール

芝生を使う上での細かいルールも、事前に決めておきましょう。芝生を傷める運動や動きには、ルールを決めておきます。また、芝生の養生のための利用制限についても、あらかじめルールとして定めましょう。

- 一輪車、自転車、車のおもちゃ等：芝生面に跡がついたり、擦り切れたりします。
- 縄跳び：芝生が擦り切れます。
- 綱引き：芝生に穴があいたり、めくれ上がったりします。